

深谷市建設工事低入札価格取扱運用基準

(令和6年3月29日市長決裁)

(趣旨)

第1条 この基準は、深谷市建設工事低入札価格取扱要綱（以下「要綱」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(調査基準価格の算出方法)

第2条 調査基準価格は、入札書比較価格算出の基礎となった次の各号に掲げる額の合計額（その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切捨てた額）とする。ただし、当該額が入札書比較価格に10分の9.2を乗じて得た額を超える場合にあっては10分の9.2を乗じた額とし、入札書比較価格に10分の7.5を乗じて得た額に満たない場合にあっては10分の7.5を乗じて得た額とする。

- (1) 直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額
- (2) 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額
- (3) 現場管理費の額に10分の9を乗じて得た額
- (4) 一般管理費の額に10分の6.8を乗じて得た額

2 有価物売却費があるときの調査基準価格は、前項各号に掲げる額の合計額から有価物売却費を控除した額（その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切捨てた額）とする。ただし、当該額が入札書比較価格に10分の9.2を乗じて得た額を超える場合にあっては10分の9.2を乗じた額とし、入札書比較価格に10分の7.5を乗じて得た額に満たない場合にあっては10分の7.5を乗じて得た額とする。

3 市長が特別なものと認めた場合については、前2項の規定にかかわらず、入札書比較価格に10分の9.2を乗じて得た額から入札書比較価格に10分の7.5を乗じて得た額の範囲内の額とする。

(調査限界価格の算出方法)

第3条 調査限界価格は、入札書比較価格算出の基礎となった次の各号に掲げる額の合計額（その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切捨てた額）とする。

- (1) 直接工事費の額に10分の9を乗じて得た額
- (2) 共通仮設費の額に10分の8を乗じて得た額
- (3) 現場管理費の額に10分の8を乗じて得た額
- (4) 一般管理費の額に10分の3を乗じて得た額

2 有価物売却費があるときの調査限界価格は、前項各号に掲げる額の合計額から有価物売却費を控除した額（その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切捨てた額）とする。

(入札の執行)

第4条 入札の結果、調査基準価格を下回る入札が行われた場合には、入札執行者は入札者に対し「保留」を宣言し、低価格入札者に対し入札金額見積内訳書等の提出と調査協力依頼し、調査限界価格を下回る入札者は失格とし、入札者全員に対して落札者等について後日通知する旨を告げて入札を終了する。

(調査の実施)

第5条 要綱第7条の調査は、別紙1の「低入札価格調査における調査項目」の確認事項1～11を低価格入札者から事情聴取して確認するものとし、「低入札価格調査における調査項目」の照会・調査事項の12から18について照会・調査を行い、別紙2の「低

入札価格調査調書」を作成するものとする。

第6条 低価格入札者が、要綱第6条の2で定める工事成績判断基準を満たさない場合は、要綱第7条に規定する事情聴取等を行わず失格とする。

第6条の2 調査基準価格を下回る入札が複数あった場合には、調査を並行して実施することができるものとする。

第7条 調査については、工事内容に応じた調査のほか、下記の基準により行うこととする。

(1) 調査基準価格を下回った入札が複数あり、かつ、調査の対象となった入札が他の札と比較してかい離が小さい場合は、入札金額見積書を比較し、内訳の中で極端に低いものがあれば、その部分にかかる項目を調査する。

(2) 調査の対象となった入札が、他の札と比較してかい離が大きく、かつ、調査基準価格を大きく下回っている場合は、低入札価格調査に係る調査項目のうち、確認事項に係る書面を提出させ、必要がある場合には照会・調査事項についての確認も実施する。

(3) 当該入札が、予定価格の10分の8を下回っている場合は、調査項目のすべてを調査するとともに、必要があれば、調査項目以外の資料についても提出させる。

第8条 調査の結果及び作成した調書は、入札執行後10日以内に入札執行者に報告するものとする。

(調査に基づく協議)

第9条 入札執行者は、調査の結果に基づき、契約の内容に適合した履行がされないおそれがあるか否か、及び公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあり、著しく不適當であるか否かを工事担当課と協議し判定するものとする。

(調査・協議結果の措置)

第10条 入札執行者は、調査及び協議の結果により、契約の内容に適合した履行がされないおそれがあるとされた場合は、低入札価格調査審査委員会（以下「審査委員会」という。）の審査を求めるものとする。

(審査委員会の審査結果を踏まえた落札者の決定等の通知)

第11条 要綱第9条により、最低価格入札者の入札価格により契約の内容に適合した履行がされると認めるときには、直ちに最低価格入札者に落札した旨を通知するとともに、他の入札者全員に対してその旨を周知するものとする。

第12条 最低価格入札者を落札者とせず、次順位価格の入札者を落札者と決定したときは、最低価格入札者に対しては落札者としめない旨の通知を、次順位者に対しては次順位者が落札者となった旨の通知をするとともに、その他の入札者に対しては次順位者が落札者となった旨を周知するものとする。

(調査等の実施期間)

第13条 落札者の決定については、原則として入札執行後21日以内に調査対象者を落札者とするか否かを決定するものとする。

(入札記録書への記載)

第14条 調査の対象となった入札における入札記録書には、「低入札価格調査制度適用対象工事」と記載するものとする。

(監督体制等の強化)

第15条 調査基準価格を下回る価格で入札をしたものを落札者と決定した場合においては、契約後、施工台帳の写しの提出を求め、必要に応じてその内容のヒアリングを行う

とともに、監督業務の強化・厳格な検査を実施し、適正な施工の確保に努めるものとする。

(入札参加者への周知)

第16条 入札執行者は、適切に入札を執行するために、あらかじめ入札参加者等に低入札価格調査制度の周知を図るものとする。

附 則

この運用基準は、平成18年1月1日から適用する。

附 則

この運用基準は、平成19年4月17日から適用する。

附 則

この運用基準は、平成19年9月1日から適用する。

附 則

この運用基準は、平成20年6月1日から適用する。

附 則

この運用基準は、平成21年6月1日から適用する。

附 則

この運用基準は、平成23年4月1日から適用する。

附 則

この運用基準は、平成24年4月1日から適用する。

附 則

この運用基準は、平成25年6月1日から適用する。

附 則

この運用基準は、平成26年4月1日から適用する。

附 則

この運用基準は、平成27年6月1日から適用する。

附 則 (平成28年3月30日市長決裁)

この運用基準は、平成28年4月1日から適用する。

附 則 (平成29年3月24日市長決裁)

この運用基準は、平成29年4月1日から適用する。

附 則 (平成31年4月1日市長決裁)

この運用基準は、平成31年4月1日から適用する。

附 則 (令和2年3月24日市長決裁)

この運用基準は、令和2年4月1日から適用する。

附 則 (令和3年3月23日市長決裁)

この運用基準は、令和3年4月1日から適用する。

附 則 (令和4年3月22日市長決裁)

この運用基準は、令和4年4月1日から適用する。

附 則 (令和5年3月20日市長決裁)

この運用基準は、令和5年4月1日から運用する。

附 則 (令和6年3月29日市長決裁)

この運用基準は、令和6年4月1日から運用する。

低入札価格調査における調査項目

	確認事項	確認に必要な資料等の具体例
1	その価格により入札した理由書及び入札金額見積内訳書の内容（極端に低いものは何かを確認）	入札金額の決定理由書、入札金額見積内訳書
2	入札対象工事現場付近における手持ち工事の状況	契約書、仕様書、業者が任意に作成したリスト等
3	同種・類似の手持ち工事の状況が分かる資料	契約書、仕様書、業者が任意に作成したリスト等
4	入札対象工事現場と営業所、倉庫等との地理的關係	登録許可申請書の副本、地図等
5	手持ち資材の状況	資材の購入伝票等
6	資材購入予定先及び資材購入予定先との関係が分かる資料	資材業者からの見積書、購入伝票等
7	手持ち機械数の状況	使用する重機の車検証等
8	労務者の具体的調達見通し	経営事項審査結果通知書、現場付近の営業所の職員名簿等
9	過去に施工した公共工事名及び発注者	同種工事に係る契約書、仕様書、図面、
10	工事成績判断基準に関すること	工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知等
11	その他必要な事項	その他必要と判断される資料

	照会・調査事項	照会・調査に必要な資料等の具体例
12	1～11の確認事項についての調査検討	入札者が確認に必要な資料として提出したもの及び入札参加資格審査申請書
13	過去に施工した公共工事の成績状況	同種工事に係る完成検査結果通知書（深谷市の工事）、深谷市以外は公共工事発注者に照会
14	経営状況	預金残高証明等
15	建設業違反等の有無	許可行政庁に照会
16	貸金不払いの状況	職員名簿等
17	下請代金の支払遅延状況	過去の工事に係る下請契約書等
18	その他必要な事項	その他必要と判断される資料

別紙2

低 入 札 価 格 調 査 調 書

年 月 日作成

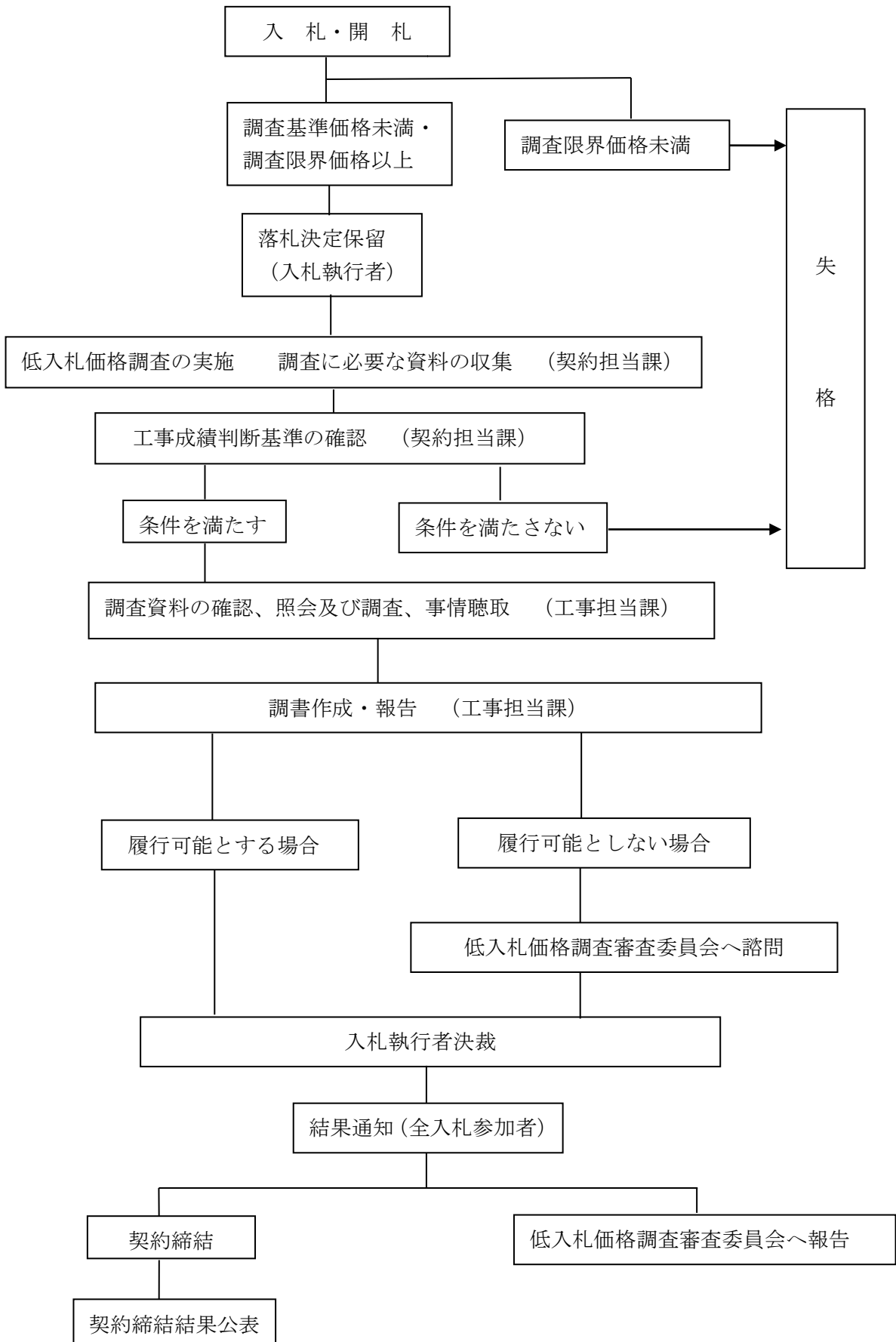
作成者 []

工事名称 []

低価格入札者[]

	確 認 事 項	調 査 結 果 等
1	その価格により入札した理由書及び入札金額見積内訳書の内容確認	
2	入札対象工事現場付近における手持ち工事の状況	
3	同種・類似の手持ち工事の状況	
4	入札対象工事現場と営業所、倉庫等との地理的關係	
5	手持ち資材の状況	
6	資材購入予定先及び資材購入予定先との關係	
7	手持ち機械数の状況	
8	労務者の具体的調達見通し	
9	過去に施工した公共工事名及び発注者	
10	工事成績判定基準に関すること	
11	過去に施工した公共工事の成績状況	
12	経営状況	
13	建設業違反等の有無	
14	賃金不払いの状況	
15	下請代金の支払遅延状況	
16	その他必要な事項	

低入札価格調査事務の体系図



低入札価格調査事情聴取結果報告書

年 月 日

1 事情聴取の理由

年 月 日 () に執行した 工事に
係る入札において、下記の業者が調査基準価格未満の価格を持って入札したので、深谷
市建設工事低入札価格取扱試行要綱に基づき調査を実施した。

2 調査対象業者

3 調査日時

年 月 日 () 午前・午後 時 分から
年 月 日 () 午前・午後 時 分まで

4 出席者

調査対象業者側

深谷市側

5 概要

- (1) 低入札価格調査調書に基づく事情聴取 別紙
- (2) その他 (調査調書以外の事情聴取事項を記入する。)

6 意見 (調査の結果に基づく意見を記入する。例 工事履行の適否及び理由)

7 報告者 工事担当課名 []
職名 [] 氏名 []

注意事項 結果報告書は、調査対象業者毎に作成すること。
結果報告書及び調書は、入札執行後 10 日以内に契約検査課へ提出すること。